

○京都府立大学職務発明審査会規程

(平成21年京都府立大学規程第5号)

(趣旨)

第1条 この規程は、教職員の職務発明に関する規程（京都府立大学法人規程第31号）第18条の規定に基づき、京都府立大学職務発明審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長には、産学公連携リエゾンオフィス長を、委員には、生命環境科学研究科長、事務局長及び産学公連携リエゾンオフィス長が指名する知的財産に関する専門的識見を有する者を充てるものとする。

(会長)

第3条 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第4条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、委員（会長を含む。次項において同じ。）の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

4 審査会には、知的財産に関する専門的知識を有し、実務に精通している者を出席させるものとする。

5 審査会は、審議のため必要があると認めるときは、発明者その他の職員及び専門的知識を有する者の出席を求めて質問し、又は意見を聞くことができる。

6 審査会の審議を要する事項について、審査会を招集するいとまがないとき又は審査会を招集する必要がないと認められるときは、持回り審議によることをもって審査会の審議に代えることができる。

(秘密保持)

第5条 会長、委員並びに前条第4項及び第5項に基づく出席者は、審査会において知り得た情報について、秘密を保持する義務を負う。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、企画課において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年5月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。